

議案第116号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年12月18日

三朝町長 吉田秀光

平成10年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- | | |
|-----------|----------------------------------------|
| 1 財産の種類 | コンピューター42台及び周辺機器 |
| 2 納入場所 | 三朝町立三朝中学校 |
| 3 契約の相手方 | 倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会 代表取締役 衣笠末春 |
| 4 契約金額 | 17,217,900円 |
| 5 納入期限 | 平成11年2月26日 |
| 6 契約締結の方法 | 指名競争（見積）入札 |